

大韓民国の在外選挙は 次のように実施します。



韓国・中央選挙管理委員会

提供日時 2010. 9. 8

WWW.nec.go.kr

☎82-2-503-0648
FAX82-2-504-5350

候補者の選挙運動のための山岳会・郷友会など私組織設立禁止

- ◎ 何人(なんびと)も選挙で候補者を当選または落選させるために新しく団体を作ったり、組織を構成したりできません。

何人(なんびと)も選挙において候補者(候補者になろうとする者含む)の選挙運動のために研究所・同友会・郷友会・山岳会・早朝サッカー会、政党の外郭団体などその名称や標榜する目的がどのようなものであるかを問わず私組織その他団体を設立したり、設置したりできません。(公職選挙法第87条②)

これは候補者や政党の私組織による脱法的な選挙運動を禁止することによって候補者間、選挙運動機構の衡平性を維持して、各種形態の選挙運動機構の乱立による過熱競争および浪費を防止するためです。

※政治人ファンクラブ設立・活動違反事例

- 候補者の選挙運動を支援するためにまたは選挙に利用するために“○○○を愛する人々の集い”等その名称や標榜する目的がどのようなものであるかを問わず、団体を結成したり、させる行為は出来ない

※ただし、選挙と関係がなく純粋な学術・趣味活動などのために設立する場合にはその限りではない

在外選挙ホームページ(ok.nec.go.kr)が
オープンしました。